

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 東海財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年10月23日 |
| 【会社名】 | 朝日インテック株式会社 |
| 【英訳名】 | ASAHI INTECC CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 宮田 昌彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 愛知県名古屋守山区脇田町1703番地 |
| 【電話番号】 | 052 - 768 - 1211（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 専務取締役管理本部長 竹内 謙式 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 愛知県名古屋守山区脇田町1703番地 |
| 【電話番号】 | 052 - 768 - 1211（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 専務取締役管理本部長 竹内 謙式 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 306,400,000円 |

(注) 1 本募集は、平成21年9月29日開催の当社定時株主総会の決議及び平成21年10月23日付取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2 募集金額は、ストックオプションを目的に発行するため無償で発行するものとします。なお、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。

| | |
|--------------|--|
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋守山区栄三丁目8番20号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

| | |
|---------|--------------------|
| 発行数 | 2,000個 |
| 発行価額の総額 | 0円 |
| 発行価格 | 0円 |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 平成21年10月31日 |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | 朝日インテック株式会社 総務グループ |
| 払込期日 | 該当事項はありません。 |
| 割当日 | 平成21年11月1日 |
| 払込取扱場所 | 該当事項はありません。 |

(注) 1 本新株予約権証券は、平成21年9月29日開催の当社定時株主総会及び平成21年10月23日付当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2 申込みの方法

新株予約権の割当てを受ける者（以下「新株予約権者」という。）は、平成21年11月1日に当社との間で「新株予約権割当契約」（以下「割当契約」という。）を締結いたします。

3 本新株予約権の募集は、ストックオプションの目的をもって行うものであり、当社及び当社子会社の取締役及び従業員、顧問に対して行うものであります。

本新株予約権の割当ての内訳は以下のとおりであります。

| 割当対象者 | 人数 | 割当数 |
|--------------|------|------|
| 当社取締役 | 6名 | 874個 |
| 当社従業員 | 102名 | 942個 |
| 当社子会社取締役・従業員 | 8名 | 84個 |
| 顧問 | 2名 | 100個 |

（２）【新株予約権の内容等】

| | |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式（権利内容に何ら限定のない完全議決権株式で当社における標準となる株式）１単元の株式数は100株。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 200,000株 上記普通株式のうち当社取締役に対しては、当社普通株式100,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。 なお、新株予約権１個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、（注１）の定めにより調整されることがある。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 2 行使価額 行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または新株予約権を発行する日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）のうちいずれか高い方に1.03を乗じた金額（1円未満は切り上げ）とする。 ただし、（注２）の定めにより調整されることがある。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金306,400,000円（注３） |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1 発行価格 １株当たりの発行価格は、行使価額と同額とする。 2 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年11月１日から平成28年10月31日まで |

| | |
|----------------------------------|---|
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び 払込取扱場所 | <p>1 本新株予約権の行使請求の受付場所 朝日インテック株式会社 総務グループ</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 本新株予約権の行使に際する払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 名古屋法人営業部</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社及び当社子会社の取締役及び従業員、顧問であることを要する。ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定める。</p> |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | <p>当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は、取締役会決議により無償で取得することができる。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | <p>譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。（注4）</p> |
| 代用払込みにに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項 | |

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価格で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使の場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。なお、この金額は行使価額の調整により増加または減少することがあります。
- 4 新株予約権者との個別契約においては、譲渡による新株予約権の取得、質入れその他一切の処分はできないものとする。
- 5 新株予約権行使請求の効力発生時期
本新株予約権行使請求の効力は次に掲げるものが、払込取扱場所に到着したときに生じるものとする。
新株予約権行使請求に要する書面
払込金
- 6 法令の改正に伴う取扱
会社法、金融商品取引法その他の法令の新設または改廃により、本新株予約権の発行要項において引用する各法令、条項またはその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改正の趣旨を考慮の上、適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円）（注）1 | 発行諸費用の概算額（円）（注）2 | 差引手取概算額（円） |
|----------------|------------------|-------------|
| 306,400,000 | 1,000,000 | 305,400,000 |

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算したものであり、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当対象者がその権利を喪失した場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額ならびに発行諸費用の概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、ストックオプションを目的として当社及び当社子会社の取締役及び従業員、顧問の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、株主利益の向上を図るものであり、当社及び当社子会社の取締役及び従業員、顧問に対して発行するものであり、資金調達を目的としておりません。したがって本件新株予約権は無償で発行されるものであり、新規発行による手取金は発生いたしません。

また、新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

従って、手取金は、設備資金等に充当する予定ではありますが、具体的な金額については、行使による払込みのなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第33期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降（平成21年9月29日提出）、本有価証券届出書提出日（平成21年10月23日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成21年10月23日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第33期) | 自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日 | 平成21年9月29日 東海財務局長に提出 |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月26日

朝日インテック株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている朝日インテック株式会社の平成19年7月1日から平成20年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日インテック株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年9月29日

朝日インテック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 西松 真人 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 水野 裕之 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 加藤 克彦 |

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている朝日インテック株式会社の平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日インテック株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、朝日インテック株式会社の平成21年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、朝日インテック株式会社が平成21年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月26日

朝日インテック株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている朝日インテック株式会社の平成19年7月1日から平成20年6月30日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日インテック株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月29日

朝日インテック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 克彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている朝日インテック株式会社の平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日インテック株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。